

「生乳の適正取引推進ガイドライン案についての意見・情報の募集」の結果について

令和4年3月31日
農 林 水 産 省

生乳の適正取引推進ガイドライン案について、令和4年3月17日から3月25日までの期間、e-Govへの掲載等を通じて、広く国民の皆様から意見・情報の募集を行いました。

その結果、お寄せいただいた御意見及びそれに対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】
畜産局牛乳乳製品課
代表：03-3502-8111（内線 4933）
直通：03-3502-5988